

特記仕様書

(趣旨)

第1条 この仕様書は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事共通仕様書」に定めるもののほか、次の工事（以下「工事」という。）の施工について、必要な事項を定めるものとする。

工事の名称 農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区 第5号工事
工事の場所 胆沢郡金ケ崎町永沢 地内

2 農業土木工事共通仕様書は、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008861.html>

(施工管理)

第2条 受注者は、岩手県農林水産部制定「農業土木工事施工管理基準」（以下「管理基準」という。）に基づいて施工管理を行うものとする。

2 受注者は、管理基準に定めのない項目であっても、監督職員が必要と認めた場合にはこれを行わなければならない。

3 農業土木工事施工管理基準は、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008862.html>

(施工年度区分)

第3条 この工事における工種ごとの施工年度とその区分は次表のとおりとする。

施工年度	各工種の施工年度とその区分		期 限
令和8年度	整地工（基盤整地まで）	A=6.77ha	令和9年3月19日
	道路工（箱抜き）	一式	
	用水路工（給水栓除く）	L=639.4m	
	排水路工（土工）	L=2,229.2m	
令和9年度	整地工（表土戻し・整地）	A=6.77ha	令和9年7月30日
	道路工（敷砂利等）	1式	
	用水路工（給水栓）	1式	

2 令和9年4月20日までに用水路は通水可能な状態に仕上げ、令和9年5月28日までは営農を再開できるよう整地工を仕上げるものとする。

3 予算等の都合から工種ごとの施工年度とその区分を変更する場合がある。

(工期内の休日等)

第4条 工期に見込んでいる休日等には、日曜日、祝日、年末年始休暇の他、作業期間の全土曜日を含んでいる。

2 工期には、休日等の他、降水等による作業不能日数を月4日見込んでいる。

3 受注者は、次のいずれかに該当する場合、契約書別記第21条及び第23条の規定に基づき、工期の延長を発注者へ請求することができる。

なお、変更後の工期については、発注者と協議のうえ決定するものとする。

(1) 降雨等により、作業不能日数に大幅な離が生じた場合

(2) 建設資機材や作業員不足に起因し、工期内に工事を完成することができないと想定される場合

(余裕期間)

第5条 この工事は、受注者が円滑に工事体制を確立するため、工事開始日前に建設資材、労働者確保等の準備を行なうことができる余裕期間を設定した工事である。

2 この工事の余裕期間及び実工期の始期日(工事開始日)は以下のとおりとする。

余裕期間：契約書に定める工期の始期日から	15日間
工事開始日：契約書に定める工期の始期日から	16日目

3 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。また、工事現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

4 工事実績情報サービス(コリンズ)は、実工期にて登録するものとし、工事開始日(変更後の工事開始日含む。)後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。

5 契約書別記第3条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。

6 契約書別記第4条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。

7 契約書別記第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。

8 契約書別記第16条第2項の規定に基づく、工事用地の管理は、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとする。

9 工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材の確保が図られる場合等は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができるものとする。

(週休2日工事)

第6条 本工事は、岩手県農業農村整備事業関係週休2日工事実施要領(以下「実施要領」という。)

【第I編】現場閉所による週休2日に定める、発注者が週休2日工事に取り組むことを指定する工事である。

2 本工事価格は、月単位の週休2日の達成を見込んで間接工事費等を補正している。

3 週休2日工事の取扱いは、実施要領によるものとし、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi.jutsu.jouhou/1065936.html>

4 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議するものとする。

(施工条件)

第7条 この工事の施工場所における土質は、粘性土と想定している。

2 この工事の実施に当たり、次のとおり関係機関等と協議中であるため、監督職員の指示に従い工事着手しなければならない。

関係機関	協議内容	協議成立 見込時期
金ケ崎町	農道取付に係る道路法第24条協議 パイプライン設置に係る道路法第32条協議	令和8年10月
電力柱、NTT柱	移設協議(工事契約後、必要の有無を確認)	令和8年10月

3 本工事において、次の事項について監督職員からの指示を受けた上でなければ着手してはならない。

(1) 施工区域の道路内埋設物(上水道管)の確認について

(2) 施工区域内に生息する希少野生種の移植等及び配慮について

なお、これらの項目に係る調査方法等は、別途指示するものとし、必要に応じて設計変更の対象とする。

（設計図書の変更）

第8条 現場状況により、施工条件が設計図書と異なる場合は、変更することがある。

なお、変更該当する主な事項は次のとおりである。

- (1) 掘削土の土質が想定と異なる場合
 - (2) 転石又は湧水が出現した場合
 - (3) 表土が不足する場合
 - (4) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）が出現した場合
 - (5) 仮設工が必要が認められる場合
 - (6) 第三者との協議結果に伴う場合
 - (7) 他省庁又は施設管理者との協議結果に伴う場合
 - (8) 遠隔確認の試行を行う場合
 - (9) 施工済区域に係る補完工の施行が必要な場合
- 2 予算及び施設の予定管理者等との協議結果により、各会計年度における請負代金の支払い限度額及び設計（施工）内容を変更する場合がある。
- 3 受注者は、監督職員から施工済区域に係る補完工対応を要請された場合は、これに応じるものとする。

（現場環境の改善の試行）

第9条 本工事は、誰でも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア及びイの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、ウについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり必須ではない。

ア 快適トイレに求める機能

- ① 洋式（洋風）便器
- ② 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg以上とする）

イ 付属品として備えるもの

- ① 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ② 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ③ サニタリーボックス
- ④ 鏡と手洗器
- ⑤ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

ウ 推奨する仕様、付属品

- ① 便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- ② 擬音装置（機能を含む）
- ③ 着替え台
- ④ 臭気対策機能の多重化
- ⑤ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑥ 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記(1)の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において見積書を提出するものとする。「快適トイレに求める機能」、「付属品として備えるもの」及び「推奨する仕様、付属品」の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事（施工箇所）（注）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事（施工箇所）（注）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

（注）「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所ですべて計上できるものとする。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

(4) 快適トイレの導入に関する試行については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi.jutsu.jouhou/1048824.html>

（1 日未満で完了する作業の積算）

第 10 条 本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

3 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

4 協議に当たって、受注者が提出した 1 日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

5 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。

6 1 日未満で完了する作業の積算については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gi.jutsu.jouhou/1048822.html>

（運搬費及び準備費の設計変更）

第 11 条 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事实施に当たって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

(1) 運搬費：建設機械の運搬費

(2) 準備費：伐開・除根・除草費

2 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

3 受注者は、2 により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

4 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容につい

て協議するものとする。

- 5 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- 6 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「4の証明書類において妥当性が確認できた費用」から「算定基準に基づき算出した額」を差し引いて算出した金額を設計変更の対象とする。
- 7 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- 8 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。
- 9 運搬費及び準備費の設計変更については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1049329.html>（設計図書の変更）

（工事測量）

第12条 受注者は、工事の施工に使用する「任意の測量標」を設置したときは、速やかに工事測量成果表を提出し、監督職員の確認を受けなければならない。

（第三者に対する措置）

第13条 受注者は、工事の施工に先立ち、工事用地又は地区境界等の工事施工範囲を確認しなければならない。

なお、確認に当たっては、別途監督職員が提示する用地図又は地区境界図と現地に設置している境界杭等の位置を精査・照合しなければならない。

- 2 受注者は、前項の精査・照合の結果、境界杭等の亡失を確認した場合は、境界杭等を復元し、監督職員の確認を受けなければならない。
- 3 騒音・振動等の発生を伴う作業については、その対策に十分配慮するとともに、関係法規を遵守し、地域住民との協調を図ったうえで、工事の円滑な進捗に努めなければならない。
- 4 受注者は、国道、県道及び市町村道上又はこれに近接して工事施工する場合には、出入口に交通誘導警備員を配置し、交通安全に万全を期さなければならない。

なお、配置する交通誘導警備員の資格等については、第17条第2項によるものとする。

また、取付道路工、道路横断工は、仮設計画を作成し、発注者から承諾を得るとともに、道路管理者及び公安委員会等、関係機関の承認又は許可を得たうえで、着工するものとする。

（建設副産物）

第14条 この工事で発生する建設副産物については、次表に示す産業廃棄物処理場へ運搬処理するものとして運搬費及び処理費を見込んでいる。処理先を指定するものではないが、受注者は、建設副産物の処理委託業者が決まり次第、監督職員に処理委託業者を報告し、該当する副産物の処理資格を有する証明書類を提出しなければならない。

また、運搬委託する場合にも、運搬資格を有する証明書類を提出しなければならない。

区 分	搬入資源化施設名	搬入場所
鉄筋コンクリート殻 アスファルト殻	(有)共同産業	金ヶ崎町西根街道下 49-3

- 2 再生資源利用（促進）実施書には、処理伝票の写し（マニフェスト等）及び処理状況写真を添付しなければならない。

(工事用資材)

第 15 条 この工事で使用する材料は、使用前に試験成績書、見本又はカタログ等を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

2 受注者は、岩手県再生資源利用認定製品の積極的な利用に努めるものとする。

「岩手県再生資源利用認定品」については、下記ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/nintei/index.html>

3 この工事で使用する材料の規格は、下記のとおりである。

(1) 遠心力鉄筋コンクリート管

J I S A5372 B型

(2) 鉄筋（異形棒鋼）

J I S G3112 S D295A

(3) 硬質塩化ビニール管

J I S K6741 V P 管、V U 管

(4) 制水弁

D400 以上 鋳鉄製「J I S G2062」、D350 以下 塩ビ製（日本水道協会型式承認）

(5) 鋼管類

直管 「J I S G3443-1」、異径管及びフランジ 「J I S G3443-2」

(6) コンクリート

コンクリートは、J I S A5308 レディーミクストコンクリートとし、使用するコンクリートは次のとおりとする。

区 分	コンクリートの種類	規 格	水セメント比 W/c(%)	セメントの種類 による記号	摘 要
鉄筋コンクリート	普 通	21-12-25	55 以下	B B	
均しコンクリート 無筋コンクリート	普 通	18-8-40	65 以下	B B	

(7) 再生クラッシャーラン及び再生アスファルト混合物

名 称	規 格	使 用 工 種
再生クラッシャーラン	RC-40	路盤工
再生クラッシャーラン	RC-80	排水路工
アスファルト混合物	密粒度アスコン（20F）	道路工（町道取付）

ア 再生クラッシャーラン及びアスファルト混合物の使用に際しては、舗装再生便覧（（社）日本道路協会）等を遵守するものとする。

イ なお、砕石プラント又はアスファルトプラントの在庫不足等により、必要量の納入が困難となった場合には、同プラントから受注者あて回答書を添付のうえ監督職員と協議するものとする。

(施工段階確認)

第 16 条 この工事の施工段階確認は、次表の確認時期・頻度（一般監督）により行うものとする。

ただし、当初請負代金額が低入札価格調査制度による調査基準価格（制度適用価格）に満たなかった場合、発注者は次表の（重点監督）欄による施工段階確認を行うものとする。

なお、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。

- 2 受注者は、施工段階確認を受けようとするときは、事前に監督職員に施工段階確認願い（立会願）を提出しなければならない。

また、確認後は打合せ簿等により確認記録を提出しなければならない。

- 3 受注者は、次表に示す以外の工種について、受注者が自主的に行った検査の記録を監督職員が求めた場合には、これに応じなければならない。

工 種		確認内容	確認時期・頻度 (一般監督)	確認時期・頻度 (重点監督)
共 通 工 事	掘削	床付け状況、 基準高さ	初期床付け完了 段階	同左
		地質状況	地質変化時	同左
	砕石基礎、砂 基礎、均しコン クリート	幅、厚さ、高 さ	初期施工段階で 1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未滿は2箇所、また、 箇所単位のものについては、 適宜測定する。
	コンクリート側溝、コ ンクリート管渠、横 断構造物、そ の他上記に準 ずるもの	幅、厚さ、高 さ	初期施工段階で 1箇所	200mにつき1箇所以上、 200m未滿は2箇所、また、 箇所単位のものについては、 適宜測定する。
	鉄筋組立	かぶり、 中心間隔	1スパン目鉄筋組 立後、以降、構造 変更毎に1箇所	5スパンにつき1箇所以上、 5スパン未滿は2箇所
ほ 場 整 備 工 事	表土扱い	厚さ	施工完了時点で 1箇所	施工完了時点で1ha 当たり 概ね3箇所
	基盤造成	基準高(指定 した時)	施工完了時点で 1箇所	施工完了時点で1ha 当たり 概ね3箇所
	管水路基礎 (砂基礎等)	高さ、幅	初期施工段階で 1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未滿は2箇所
	管水路	埋設深	初期施工段階で 1箇所	500mにつき1箇所以上、 500m未滿は2箇所

(交通安全管理)

第 17 条 この工事の施工に当たっては、過積載の取締規定の整備及び罰則等に関する道路交通法の改正（平成 5 年法律第 43 号、平成 6 年 5 月 10 日施行）により、ダンプカーの過積載防止措置等法令遵守の徹底を図るものとする。

(1) 施工に先立ち、作成する施工計画書に過積載の防止措置等の具体的な計画を作成し、監督職員に提出するものとする。

(2) 作業員等に対し、過積載防止のための教育を徹底するものとする。

- 2 受注者は、交通誘導警備員の配備が必要となった際、警備業法施行規則第 38 条による教育の履歴者、建設業協会等が主催する建設工事の事故防止のための安全講習会の受講者、あるいは交通誘導警備業務に係る検定（一級又は二級）の合格者を配置するものとし、教育の実施状況、受講証の写し等、確認できる資料を監督職員に提出するものとする。

(1) 受注者は、交通誘導警備業務を警備業務者に委託した場合、かつ、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条の表の 5 の項の規定により都

道府県公安委員会が認定した路線において交通誘導を行う場合にあっては、交通誘導を行う現場ごとに必ず交通誘導警備業務に係る検定（一級又は二級）の合格者を1人以上配置するものとし、合格証明書の写しを監督職員に提出するものとする。

（被災農林漁家の優先雇用）

- 第18条 受注者は、工事の施工に当たっては、効率的な施工に配慮しつつ、平成28年以降に発生した台風等の被災地域における被災農林漁家の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。
- 2 受注者は、被災農林漁家の雇用予定人数及び雇用実績人数について、監督職員から請求があった場合は、速やかに報告するものとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正）

第19条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う工事である。

- 2 用語の具体的な内容は次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- 3 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。
- 4 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。
なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。
ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。
- 5 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。
- 6 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数（1.2）}$$

（現場環境改善費）

- 第20条 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議する。なお、内容に変更が生じた場合も、監督職員と協議するものとする。
- 2 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- 3 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

のとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
営繕関係	① 現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ② 労働者宿舍の快適化 ③ 現場休憩所の快適化 ④ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ② 盗難防止対策（警報機など）
地域連携	① 地域対策費（農家との調整、地域行事などの経費を含む） ② 完成予想図 ③ 工法説明図 ④ 工事工程表 ⑤ デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） ⑥ 見学会等の開催（イベントなどの実施含む） ⑦ 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧ パンフレット・工法説明ビデオ ⑨ 社会貢献

（建設キャリアアップシステム（CCUS）活用モデル工事）

第 21 条 本工事は、受注者が希望する CCUS を活用した工事の対象である。

詳細については、以下のホームページ「岩手県農業農村整備事業関係建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」を参照のこと。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukouyou/nouson/gi.jutsu.jouhou/1080129.html>

（工事写真における黒板情報の電子化）

第 22 条 本工事は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で工事写真における黒板情報の電子化対象工事とすることができる。

2 工事写真における黒板情報の電子化を利用する場合は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、「農業土木工事施工管理基準 別表第 2 撮影記録による出来形管理」※に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱

ア 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録しても良いこととする。

イ 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板と混在させてはならない。ただし、高温多湿、

粉じん等の現場条件により機器等の使用が困難な場合は、この限りではない。

なお、黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 信憑性確認

受注者は、工事成果品の提出時に黒板情報を電子化した写真を信憑性チェックツール(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)又は、写真管理ソフトウェアに搭載された信憑性チェックツールを用いて信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(法定外の労災保険の付保)

第23条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

(工事契約変更の特例)

第23条 この工事は、以下に示す工事契約変更に係る特例措置が適用される。

(1) インフレスライド

内 容	労務賃金等の変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1010925.html
請求の時期	直近の労務賃金等の変更日から完成工期の2ヶ月前まで

(2) 単品スライド

内 容	特定の建設資材（鋼材類、燃料類、コンクリート類）の価格変動に対し、請負代金額の変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/kendozukuri/kensetsu/1095164/1095367.html
請求の時期	直近の対象資材の変更日から完成工期の2ヶ月前まで

(3) 単価適用年月の変更

内 容	労務賃金や建設資機材等の価格変動に対し、積算書の単価適用年月の変更について、積算時点の年月から工事請負契約時点の年月への変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008879.html
請求の時期	当初工事請負契約締結日から14日以内

(4) 遠隔地からの建設資材調達に要する輸送費の計上

内 容	不足する資材を遠隔地から調達せざるを得ない場合に、それに要する輸送費を契約変更で計上することを請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008880.html
請求の時期	工事施工場所に対象資材を搬入する7日前まで

(5) 労働者確保に要する追加費用に対する当面の運用

内 容	① 労働者確保に要する追加費用に対しての当面の運用として、共通仮設費率及び現場管理費率について補正を行なっている。 ② 上記①の補正で算出された追加費用を超える場合、追加費用の変更を請求することができる。
ホームページ URL	https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1008881.html
請求の時期	実績変更対象費用として実際に支払った全ての領収書等証明資料が整い次第

(関係法令の遵守)

第 24 条 受注者は、この工事に必要な官公庁等に対する申請及び諸手続きを遅滞なく行わなければならない。

また、費用を必要とする場合は、受注者が負担するものとする。

- 2 受注者は、工事の施工に当たり、希少野生動植物の保護に十分注意し、工事中に発見した場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。
- 3 受注者は、埋蔵文化財包蔵地又はこれに近接して工事を行う場合、発注者及び埋蔵文化財調査員立会いのもと、埋蔵文化財包蔵範囲を図上で確認し、その範囲の境杭を現地に明示したうえで着手しなければならない。

(提出書類)

第 25 条 監督職員の指示に基づき下記の書類を整理して提出するものとする。

なお、提出の手法については、別紙「電子納品特記仕様書〔工事〕」によるものとする。

- (1) 施工計画書（工事着手前、施工計画書の内容に変更が生じた都度並びに追加となる工種の着手前までに提出する。）
- (2) 出来形管理記録資料
- (3) 現場写真（ダイジェスト版を別冊で 1 部作成のこと）
- (4) 品質管理記録資料
- (5) 材料承諾願
- (6) その他監督職員が必要と認めたもの

(各種の特記仕様書)

第 26 条 この工事における各工種の特記仕様書は、下記のとおりであり、別添を参照のこと。

- (1) 整地工特記仕様書
 - (2) パイプライン工特記仕様書
 - (3) 排水路工特記仕様書
 - (4) 道路工特記仕様書
 - (5) 電子納品特記仕様書
 - (6) 監理技術者の兼務に係る特記仕様書
- 2 この工事の施工は、岩手県農林水産部監修「ほ場整備事業標準設計図・様式集」（以下「ほ場整備標準図」という）に準ずるものとし、ほ場整備標準図に記載されている図面は添付を省略する。
なお、ほ場整備標準図については、下記ホームページを参照のこと。

また、特に田面高と道路高、排水路高の差異には十分に留意し、営農に支障となる極端な高低差が生じないように、縦断計画を策定し、監督職員の承諾を得なければならない。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1019232.html>

(検査)

第 27 条 この工事は、受発注者双方の書類検査の効率化を図るため、検査時に必要な書類を限定する「書類限定検査工事」である。

- 2 次の工事については、該当した時点で試行の対象外とする。

- (1) 低入札価格調査対象工事
- (2) 施工中に監督職員から文書等による改善指示が発出された工事

- 3 詳細については、以下のホームページ「書類限定検査試行要領」を参照とすること。

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nouson/gijutsujouhou/1099564.html>

(工事着手前の事前調査)

第 28 条 工事着手前に必要な事前調査は、以下のとおりである。

調査内容	備考
工事区域付近の井戸の有無	井戸が確認された場合は必要に応じて水位等も調査
個人管理の水道管埋設の有無	
宅地排水管の有無	

2 受注者は、工事着工前に上表の調査を実施し、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(定めなき事項)

第 29 条 この仕様書に定めのない事項又はこの工事の施工に当り疑義が生じた場合には、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

なお、監督職員と協議を行った場合、別に定める様式にて、工事打合簿を作成し提出しなければならない。

整 地 工 特 記 仕 様 書

(表土扱い)

- 第1条 表土扱い厚さは、整備前の耕地から剥ぎ取る厚さであり、整備後の本地（水張り面積）に必要な表土相当量(厚さ 15cm)以上を確保できる厚さとする。
- 2 表土仕上り厚さは不足が生じないように注意するが、15 cm未満になると見込まれる場合は、監督職員に報告し指示を受けるものとする。
- 3 表土戻しは、基盤を傷めないよう十分注意し、均等な厚さにまき出すものとする。
- 4 受注者は、表土に混入した営農の支障となる石礫等は除去するものとする。

(基盤切盛及び整地仕上げ)

- 第2条 基盤造成の施工に当たり、現況用排水路のコンクリート、積ブロック等は、産業廃棄物として中間処理施設に適正に処理するものとする。
- 2 基盤造成の施工に先立ち、深さ 70 cm以上の旧水路の埋め立てをする場合は、監督職員と協議し施工方法を検討すること。なお、旧堰処理工を実施する場合は、将来実施する暗渠排水工と交じわらない深さ・位置に計画するものとする。
- 3 基盤、畦畔、道路等盛土部は、湿地 16 t 級以上のブルドーザーにより、30 c m毎に層状にまき出し、不同沈下が生じないように十分転圧する。
- 4 基盤切盛作業中に不適当な土層（軟弱地盤、岩盤、砂利等）が現れた場合は、速やかに監督職員に協議するものとし、基盤整地後においては、盛土部の安定状況、軟弱部の状況、石礫等混入状況を調査し、監督職員に報告するものとする。
- 5 畦畔及び道路路体用土が不足する場合は、原則として購入土による盛土とするが、関連する隣接工事区域からの流用が適当と考えられる場合は、監督職員と協議するものとする。
- 6 又、土が不足し畦畔や道路等法面の盛土を行う場合は、段切を行い入念に締固めるものとする。
- 7 工事中に湧出水が発生したときは、湧出水を農地全面に広がらせることのないように排水路に導き作業を進め、湧水処理工等の設置については監督職員と協議するものとする。
- 8 整地仕上げに従事するブルドーザーのオペレーターは、熟練者（ほ場整備工事経験 3 年以上）を専属に乗務させ、走行回数をできるだけ少なくして過転圧やこね回しにならないよう注意すること。
- 9 整地仕上げは、水尻下り勾配とし、均平度 $\pm 35\text{mm}$ で管理しなければならない。
- 10 整地均平は原則として乾土均平とする。

(畦畔・溝畔及び進入路)

- 第3条 畦畔、溝畔の築立は、基盤整地前の施工が望ましく、用土の乾湿度合、施工機械、施工期間、施工後の湛水や雨雪期までの期間を検討し、その時期を決定するものとする。
- 2 畦畔用土に適する土（石礫の少ない土）の現地採集ができない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3 整地作業等のブルドーザー通路となる畦畔箇所への仕上げは、施工時期が異なることから、水田湛水後の漏水や崩壊が発生しないよう入念に施工するものとする。
- 4 進入路は、道路との段差が生じないように路床面仕上げを行い、勾配を 20%以下とする。
- 5 進入路は、地元協議により位置決定することを基本とするが、埋文盛土等により道路高さや田面標高が変更となり進入路が高くなる場合は監督職員に報告するものとし、これにより位置変更する場合がある。
- 6 農作業及び管理上から畦畔法尻に管理畦畔を設けるほか、法面が長い場合は中段に小段を設置するが、その基準は地区により異なるので監督職員の指示によるものとする。

（田区排水工）

第4条 田区排水工の設置位置は、監督職員の指示によるものとする。

2 埋戻しは、漏水及び法崩れ等を防止するため、タコ等で入念に突固めなければならない。

3 田区排水工天端は、田面から50mm下がりとし、管理基準値は-50mm以内とする。

（その他）

第5条 撮影記録による出来形管理は、現況表土厚、表土剥ぎ取り厚さ、基盤レベリング、畦畔溝畔転圧、基盤整地及び盛土敷均し転圧、畦畔・溝畔高、幅、表土戻し後の厚さ、整地レベリング、隅切部の人力整地、雑物除去、表土厚さの確認、全景出来形写真等について撮影すること。

2 写真管理の撮影基準及び位置（測点等）は、施工計画書に記載すること。

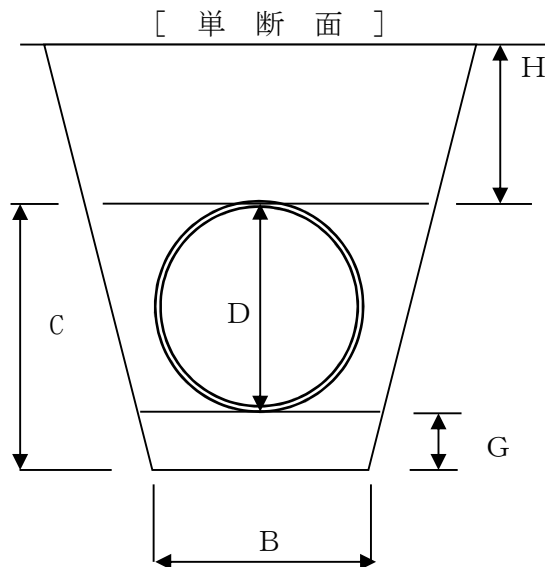
パイプライン工特記仕様書

(布設位置)

第1条 施工に先立ち、縦断計画を作成し、監督職員の承諾を得るものとする。

(掘削断面)

第2条 掘削は下表の砂基礎パイプの布設に必要な断面とし、掘削勾配は安全に施工できるようにする。



※公道及び道路構造令に準拠する農道下 1.0m 以上
道路構造令に準拠しない農道下及び耕地の場合
0.6m 以上

硬質塩化ビニール管単断面の場合（粘性土）

（単位：m）

口径D 寸法	50mm	75mm	100mm	125mm	150mm	200mm	250mm	300mm	350mm	400mm	450mm
B	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.46	0.54	0.74	0.79	0.84	0.89
C	0.16	0.20	0.22	0.24	0.28	0.33	0.42	0.48	0.53	0.58	0.63
G	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.15	0.15	0.15	0.15	0.15

＊は場整備標準図及び設計図書に添付した標準断面図に従い施工すること。

(基礎工)

第3条 パイプラインの基礎は管頂まで（施工支持角 360° ）施工するものとし、口径 300mm 以下は、原則「管底部に山砂（購入材）、管側部に現場発生土砂」としているが、現場発生材の土質により施工断面が異なるため、着手前に現地盤の土質試験を実施してその結果を監督職員に報告しなければならない。この土質試験の結果により管水路工標準断面を変更することがある。

(1) 現地発生土砂が管底部基礎材として使用できる場合。

- ・現地盤の土質が礫質土、砂質土で、最大粒径 20 mm 以内の良質土砂

(2) 現地発生土砂が管側部基礎材に使用できる場合。

- ・現地盤の土質が礫質土、砂質土、粘性土（ML、CL）、但し、最大粒径 20 mm 以内

(3) パイプラインの基礎形状は、土質区分により想定しているが、工事中に基礎材及び埋戻材の土質試験結果（分類表等）を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

- 2 支線用水路の施工断面を決定する根拠となる土質試験は、施工前に概ね 10ha に 1 ヶ所の割合で実施しなければならないが、一工区において最低 2 ヶ所実施するものとする。また、施工断面決定後であっても掘削作業中に異なる土質が確認された場合は直ちに作業を中止し、監督職員と協議しなければならない。

（使用材料）

第 4 条 制水弁の開閉方向は、右閉じ左開きとする。

- 2 制水弁保護管は、鋳鉄製弁筐を使用し埋設深が深い場合は、ヒューム管「J I S A5303」普通管を接続する。
蓋～弁頭まで $H=1.5\text{m}$ 以上の場合は、ユニバーサルジョイント棒を、蓋より -30cm まで据付するものとする。
- 3 鋼管類の塗装内面は、J W W A K135（水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法）水道用液状エポキシ樹脂塗料、外面は、W S P A-009-2010（水管橋外面防食基準）に規定する L-2 系、又は W S P A-101-2009（農業用プラスチック被覆鋼管）ポリウレタンとする。
- 4 空気弁保護柵に使用する鋳鉄製蓋は、管理面を考慮し地区で統一しているので監督職員の指示を受けること。

（施工）

第 5 条 砂基礎は床均しが完了してから、タンパー又は振動コンパクターで締め固め、管布施設後、管の両側を突棒等で締め固めながら施工するものとする。

- 2 砂基礎の締め固め度は、最大乾燥密度が 85% 以上となるよう施工するものとする。
特に、各継手箇所は入念に施工し、不同沈下等が生じないようにしなければならない。
- 3 パイプの T S 接合は、スリーブを呑口に向け良質の接着剤を用いて接合するが、塗り過ぎてはならない。
R R 継手等への差し込みは、滑材を十分に使用するとともに差し込み部は面取りを行うこと。又、継手部は、上下左右 4 箇所をゲージ等によりゴムの捲れの有無を継手全箇所確認するものとする。
- 4 埋め戻しは、管頂上 30 cm までタンパー又はコンパクターにより突き固め施工しなければならない。
- 5 埋め戻しは、原則的に砂または良質な土砂を用いることとし、雑物、異物、石礫等が混入しないように注意する。又埋め戻し後はブルドーザー等の転圧を行うものとする。
- 6 浸透水等で掘削溝内に湛水する場合は、排水処理を施し、湛水のない状態で施工しなければならない。
- 7 パイプは、J I S 規格製品とし、製作工場の試験報告書により材料の品質を確認する。
なお、現場搬入の都度 100 個に 1 個を抽出し外観形状を記録する。
- 8 掘削底巾、高さ、基礎巾、厚さ、管頂標高及び地表標高を 50m 毎に記録管理する。
- 9 撮影記録による出来形管理は、50m 毎（標準田区中央）、施工延長 100m 未満の場合 2 ヶ所で掘削断面、床均し、材質判別、砂基礎の巾厚さ、人力埋め戻し状況等を撮影する。
- 10 パイプ材質判別のため、管材（V U 等）の表示を上に向けるとともに、継手部はゲージ確認している状況を撮影、管理すること。
- 11 異形管、制水弁、空気弁等は全箇所撮影し、給水栓は 1 h a に 1 ヶ所の撮影割合とする。
- 12 付帯施設等の施工は、「ほ場整備事業標準図」により実施するので、図面添付を省略する。
- 13 制水弁筐蓋には、開閉方向を表示すること。又、制水弁筐内に滞水することの無いよう必要に応じ水抜きを設置する場合がある。
- 14 チーズは 150×150 まで塩ビ製 T S 継手とし、200×75 以上は F R P 製 R R 管とする。なお、

異形管接続に RR 継手を使用する場合は、スラスト計算を行い監督職員に提出するものとし、計算結果により離脱防止金具を設置する場合がある。

15 給水栓は、エアダスバルブ型及び田畑両用給水栓とする。

16 給水栓は、設計図書及び設計図により個数を確認し、詳細な設置位置については、監督職員と別途協議するものとする。

なお、保護管内に投入する碎石は細粒分が農地に流れ出ない材料を使用するものとする。

17 市町管理道路に埋設計画がある場合は、道路法面側に保護溝畔を設け、その下に埋設する場合がある。

18 パイプラインの埋め戻しは、雪又は雨等が混じらないように行うものとする。

（その他）

第 6 条 通水試験に於けるパイプ破損等は受注者の責務において補修等を行うこと。

2 水道管、ケーブル等他の地下埋設物と交差する場合は、施工間隔を 30 cm 以上とすることを基本とするが、埋設条件等により監督職員と協議のうえ配管構造を変更することがある。

3 工事完了後は、制水弁蓋の開閉や保護管の傾斜、空気弁と保護柵蓋とのクリアランス、給水栓ハンドルの開閉等、用水施設の稼働に支障がないか全箇所確認すること。

4 空気弁保護水槽は、空気弁からの出水や雨水が湛水しないよう水抜管の設置を設計しているが、排水先がないなど設置が困難な場合は監督職員と協議すること。

5 土砂吐及び余水吐出口は、排水路法面等の洗掘が発生しないよう設置すること。

6 土砂吐用制水弁の設置位置は土砂吐口が見える場所又は近い場所に設置することを原則とする。

排水路工特記仕様書

(土工)

第1条 掘削は、必要な巾及び法面勾配を確保して、過掘りの発生を極力避けなければならない。

2 埋戻は、入念に行い法面は凹凸がなく排水の流下に支障がないよう仕上げるものとする。

3 排水路のコンクリート天端と小段を設置するが、その基準は地区により異なるので監督職員の指示によるものとする。

(材料)

第2条 コンクリート製品は、使用前に布設箇所のうち最も厳しい荷重条件を反映した試験成績書等の資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、本工事の積算に用いたコンクリート水路の抵抗モーメント(参考値)は別図に示すとおりである。

2 受注者から提出された排水路縦断計画に基づき行う水理計算により、コンクリート水路断面、部材厚を変更する場合がある。

(水路施工)

第3条 コンクリート水路の布設は、適正な勾配を保ち原則として低位部から高位部に向かって施工するものとする。

2 コンクリート水路の布設は、受台等により調整し凹凸横ずれ等生じないように施工しなければならない。

(凍上抑制工)

第4条 フリューム高さ $H=0.5\text{m}$ 以上の場合、凍上抑制材(再生碎石 40mm 以下)を施工するものとし、その規格形状は設計図書に添付している標準断面図による。ただし、置換厚が 15cm 以下の場合については、施工性を考慮し最少施工厚を 15cm とする。

2 上記に伴う小運搬には十分留意し、碎石等がほ場に飛び散らないようにすること。

(既設埋設管等の取付)

第5条 掘削途中に於いて、暗渠集水管、雑排水管、流入流出管及び田区排水管等、工事後も使用予定の既設管が出現した場合は、それらと同等以上の規格、性能の材料により水路に取付するものとし、フリユーム内面になじむようモルタル等によりコーキングするものとする。

なお、これらに要した費用については変更対象として取り扱う。

(小構造物の設置)

第6条 下記に示す小構造物は、「ほ場整備事業標準図」により施工するものとし、図面添付を省略する。

水槽、暗渠吞吐口、道路横断暗渠、暗渠排水工ほか。

2 これらの小構造物は標準であり現地の状況に適合するよう据付するものとし、一部形状を変更しても変更対象として取り扱わないものとする。

3 水槽及び暗渠吞吐口は、原則として吞吐口と吐口の底版高の差を 10 cm 設けるものとする。

4 暗渠吞吐口、水槽の箱抜きは、水理断面を確保できるものとし、計画寸法が合わない場合は、水槽タイプを変更することがある。

(施工計画)

第7条 縦断計画は既設構造物の標高に出来るだけ合わせ、監督職員と打ち合わせを行いながら受注者が作成するものとし、暗渠出口標高等を調査のうえ計画し、承諾を得なければならない。

2 計画中心線は現況になじみ良く、ステップ巾が極力左右同じになるように計画する。

3 縦断勾配の変更に伴う掘削土量の変更は原則行わない。

4 進入路、道路横断暗渠等、縦断勾配の変更により施工断面を変更することがある。

- 5 遠心力鉄筋コンクリート管の計画に当たっては、布設箇所の設計条件を反映した構造計算書等の資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

(その他)

第8条 排水路に設ける水槽等にフリューム等を接続する場合、水槽内面になじむようモルタルコーキングを行うとともに、フリューム上の天端コンクリートはくり貫くものとする。

- 2 道路横断管の延長は、横断管取り付け水槽裏上面に管理用ステップが設置できる長さとし、監督職員の承諾を得ること。なお、パイプラインと交差する場合は更に横断延長を伸ばし交差スペースを確保する場合がある。
- 3 市道側溝と計画排水路が並列する場合は、道路管理者と協議し市道側溝を撤去する場合がある。
- 4 市道の取り付けや横断工事で市道側溝を一部機能廃止する場合は、道路管理者と協議し側溝流末処理工事を追加する場合があるので流下方向を確認し監督職員と協議のこと。

道 路 工 特 記 仕 様 書

(施工計画)

- 第1条 道路は耕区の仕上がり標高を基準（左右田面高さが異なる場合は高い方を基準）とし、田面より40cm以上の高さとする。また、田面より道路面が0.8m以上高い場合は法尻に管理畦畔を設置する。又、法面が長い場合は中段に小段を設置するが、その基準は地区により異なるので監督職員の指示によるものとする。
- 2 道路縦断計画で路面が田面より高く営農に支障があると想定される場合は、施行委員会等と協議し道路計画を変更する場合がある。
- 3 道路の交差部の隅切は特に指示のない限り2.0mを標準とする。なお、国・県・市道取付は監督職員と協議のうえ決定する。

(土工)

- 第2条 路肩盛土の突固めは、振動コンパクター等により入念に突固めなければならない。
- 2 ほ場内から路体を盛土する場合は、基盤土を流用し整形前に同機種により転圧を行う。又、路体を隣接耕区からバックホウ等により掘削盛土してはならない。
- 3 路体盛土に使用する基盤土が不適土質の場合は、監督職員と協議し良質土の流用盛土に変更することがある。
- 4 道路用土（路体）は、原則として基盤土を使用するものとし、大型農業用機械の走行に支障が生じないよう十分転圧すること。

(敷砂利工)

- 第3条 使用する材料は再生砕石40mm以下とし、修正CBR20%（アスファルトコンクリート再生材30%）以上0.4mmフルイ通過分のPIは6以下とし、走行車両の損傷の原因となる鋼材、ガラス片等の雑物は混入してはならない。
- 2 路盤仕上げは、砕石粒度の片寄に注意しながら敷均すとともに、大型農業用機械の走行に支障が生じないよう十分転圧し、交差点等で敷砂利表面の掘り返しが想定される場合はダスト等により目つぶしの施工を行うこと。
- 3 道路縦断が急勾配となり、降雨等による浸食防止等の対策が必要な場合は、監督職員と協議すること。
- 4 路盤材は、材料分離しないよう運搬用ダンプトラックから直接敷砂利する道路に置き、敷均し作業を行うものとする。

(その他)

- 第4条 ガードレール等防護柵を設置する場合は、道路標準断面の路肩より25cm拡巾することがある。
- 2 敷砂利及び路盤施工延長は取付道路延長を含まないものとする。

電子納品特記仕様書〔工事〕

（適用）

第1条 本工事は、電子納品の対象工事とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、岩手県電子納品ガイドライン（以下、「岩手県ガイドライン」という。）及び国が策定している電子納品要領・基準等（以下「国の要領等」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

（電子納品実施区分）

第2条 本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

- (○) 本工事は、電子納品を「義務」として実施する。
 () 本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。

（電子納品対象書類）

第3条 本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー	書類名	作成者		備考
		発注者	受注者	
DRAWINGS	発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC	特記仕様書	○		
MEET/ORG	工事打合せ簿、出来形管理、品質管理等		△	管理項目一覧表を紙納品とすること
	建設材料の品質記録保存		△	
	コンクリート構造物の品質確保		△	
PLAN/ORG	施工計画書		△	
DRAWINGF	完成図		○	
PHOTO/PIC	工事写真書類		○	ダイジェスト版を紙納品とすること
PHOTO/DRA	参考図		○	
OTHARS/ORG	その他の資料		△	

※ 作成者欄の「○」は義務、「△」は協議を示す。

※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。

※ 岩手県ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載すること。

（成果品）

第4条 電子成果品は、岩手県ガイドライン及び国の要領等に基づいて作成し、電子媒体（CD-R）で2部提出すること。

- 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム・SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラーがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出すること。
- 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出すること。

電子媒体納品書〔工事〕

令和 年 月 日

様

受注者
住 所
氏 名

現場代理人氏名

印

下記のとおり電子媒体を納品します

記

工事名				CORINS 登録番号	
電子媒体 の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考
CD-R	IS09660 (レベル 1)	部		令和 年 月	

〔備考〕

- 電子納品チェックシステムによるチェック
 - ・電子チェックシステムのバージョン：__ . __ . __
 - ・チェック実施年月日：令和__年__月__日
- CD-R が複数となる場合のそれぞれの内容
 - ・1／○：__
 - ・2／○：



事前協議チェックシート〔工事〕

1 協議実施日等

工事名	
協議実施日	令和 年 月 日
出席者	発注者
	受注者

2 電子納品の取扱い

(1) 電子納品対象書類

フォルダー	チェック	書類名	作成者		備考 (部分的に紙納品する場合などを記載)
			発注者	受注者	
DRAWINGS		発注図面	○		
DRAWINGS/SPEC		特記仕様書	○		
MEET/ORG		工事打合せ簿		△	
		出来形管理		△	
		品質管理		△	管理項目一覧表を紙納品すること
		建設材料の品質記録保存		△	
		コンクリート構造物の品質確保		△	
PLAN/ORG		施工計画書		○	工事着手前提出の際は紙で提出すること
DRAWINGF		完成図		○	
PHOTO/PIC		工事写真書類		○	ダイジェスト版を紙納品すること
PHOTO/DRA		参考図		○	
OTHARS/ORG		その他の資料		△	

※1 建設材料の品質記録保存は、土木工事共通特記仕様書 第3編1・1・4に示すもののみ対象とする

※2 コンクリート構造物の品質確保は、土木工事共通特記仕様書 第1編3-1-2に示すもののみ対象とする

※3 チェック欄は、各書類を「電子データ」で作成するか、「紙」で作成するかを記入すること。

3 施行中における情報交換の手段

項目	チェック	確認内容
電子メールの利用		情報交換に電子メールを利用する
		情報交換に電子メールを利用しない
電子メールを利用する場合の 確認事項		受信確認の徹底
		ファイル容量（1通当たり2MB以下）
		ファイル命名規則〔 〕
		ログの保存
		ウィルスチェック、セキュリティパッチ適用の徹底

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

4 電子納品データの作成/確認ソフト及びファイル形式の確認

項目	チェック	確認内容
報告書・打合せ簿等の文書データ		Microsoft社 Word2000に対応したファイル形式
表計算データ		Microsoft社 Excel2000に対応したファイル形式
CADデータ		SXF (sfc) 形式
写真等の画像データ		JPEG形式〔但し参考図はTIFF(G4)形式でも可とする〕
その他全般		PDF形式
上記形式以外で、使用するファイル 形式		〔 〕
		〔 〕

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

※ CADデータは、SXF レベル2 Ver2.0に対応したCADソフトで作成すること。なお、SXF(sfc)に対応できない場合については、発注者の承諾を得た上でSXF(p21)で作成してもよい。

5 国の要領等の確認

区分		チェック	国の要領等
農業農村整備関係	【土木】		設計業務等の電子納品要領（案）
			工事完成図書の電子納品要領（案）
			電子化図面データの作成要領（案）
			電子化写真データの作成要領（案）
			測量成果電子納品要領（案）
			地質・土質調査成果電子納品要領（案）
	【電気】		設計業務等の電子納品要領（案）電気通信設備編
			工事完成図書等の電子納品要領（案）電気通信設備編
			電子化図面データの作成要領（案）電気通信設備編
	【機械】		設計業務等の電子納品要領（案）機械設備工事編
			工事完成図書等の電子納品要領（案）機械設備工事編
			電子化図面データの作成要領（案）機械設備工事編

※ チェック欄は、該当する項目に「○」を記入すること。

6 施行中のデータ保管方法

項目	チェック	確認内容
通常データを保管する機器		機器名 []
		容量 [GB・MB]
データのバックアップを行う機器		機器名 []
		容量 [GB・MB]
バックアップを行う時期		時期 [日ごと]

※ 対応する項目の確認内容を記入した上で、チェック欄に「○」を記入すること。

7 その他

項目	チェック	確認内容

※ 項目及び確認内容に必要な事項を記入した上で、チェック欄に「○」を記入すること。

監理技術者の兼務に係る特記仕様書

1 趣旨

本工事は、監理技術者の兼務に関する取扱い（令和3年3月5日付け出総第337号）に基づき、2件の工事で監理技術者を兼務できる対象である。

2 兼務の要件

以下の要件を全て満たす場合は、同一の監理技術者が2件の工事を兼務できる。

- 1) 設計額（税込）が3億円未満の工事であること。
- 2) 工事場所が同一の振興局等又は相互の間隔が10kmの範囲内にあること。

振興局等地区		所 管 区 域 （市町村）	
盛岡広域振興局		盛岡市 八幡平市 滝沢市 雫石町 葛巻町 岩手町 紫波町 矢巾町	
県南広域振興局	本 局	奥州市 金ケ崎町	
	花 巻 地 区	花巻市 遠野市	
	北 上 地 区	北上市 西和賀町	
	一 関 地 区	一関市 平泉町	
沿岸広域振興局	本 局	釜石市 大槌町	
	宮 古 地 区	宮古市 山田町 岩泉町 田野畑村	
	大 船 渡 地 区	大船渡市 陸前高田市 住田町	
県北広域振興局	本 局	久慈市 普代村 洋野町 野田村	
	二 戸 地 区	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町	

- 3) 発注者が兼務を認めている工事であること（発注者には、国、市町村等を含む）。
- 4) それぞれの工事に監理技術者補佐を専任で配置すること。
- 5) 監理技術者と監理技術者補佐間で常に連絡が取れること（山間部の携帯電話不感地帯等の工事で連絡体制が確保できない場合は認めない）。
- 6) 低入札価格調査制度の調査基準価格（制度適用価格）に満たない価格をもって契約した工事でないこと。
- 7) 技術的難易度が高い工事（総合評価落札方式の高度技術提案型、標準型及び簡易1型）でないこと。
- 8) 監理技術者が現場代理人を兼務していないこと。
- 9) 総合評価落札方式の専任補助者を配置しない工事であること。

3 手続

- 1) 受注者は、監理技術者を兼務させようとする場合は、監理技術者の兼務届（様式第2号）に兼務させようとする他方の工事の位置図、工程表及び監理技術者補佐の資格に関する書類を添付し発注者に届出すること。
- 2) 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、様式第2号の内容を緊急時連絡系統図等に反映させるほか、その他の項目についても他の工事と兼務することを考慮した内容とすること。

令和8年度

農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区 第5号工事

契 約 設 計 書

(当初)

県南広域振興局農政部農村整備室

[illegible]

3

[illegible]

項 目 名	数 量	單位	金 額	備 考
-------	-----	----	-----	-----

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区				
工事名	農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区 第5号工事				
工事別工事名:農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区 第5号工事					
名 称 (規 格)	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
直接工事費 (仮設工を除く)					
直接工事費 (仮設工を除く)					
1・3ブロック	1.000	式			
・整地工	1.000	式			
・ ・ 整地工	1.000	式			
ほ場整備工 (表土扱い) 標準区画0.3ha以上 はぎ取り戻し (表土はぎ)	6.770	ha			歩A・単A B単 1号
ほ場整備工 (表土扱い) 標準区画0.3ha以上 はぎ取り戻し (表土戻し+整地)	6.770	ha			歩A・単A B単 2号
ほ場整備工 (基盤造成+畦畔築立) 標準区画0.3ha以上 基盤切盛+畦畔築立+基盤整地	6.770	ha			歩A・単A B単 3号
合 計					
・ ・ 田区排水工	1.000	式			
田区排水工 フリートレンド150+保護管	27.000	箇所			歩A・単A B単 4号
田区排水接続管 (畦畔) D150	54.000	m			歩A・単A B単 5号
田区排水接続管 (道路横断) D150	30.000	m			歩A・単A B単 6号
合 計					
・ ・ 畦畔工	1.000	式			
畦畔工 (機械整形) 田差H=0.00～0.29m N=1:1.8	165.000	m			歩A・単A B単 7号
畦畔工 (機械整形) 田差H=0.60～0.79m N=1:1.8	63.000	m			歩A・単A B単 8号
畦畔工 (機械整形) 田差H=0.80～1.09m N=1:1.8	274.000	m			歩A・単A B単 9号
畦畔工 (機械整形) 田差H=1.10～1.39m N=1:1.8	200.000	m			歩A・単A B単 10号
合 計					
・ ・ 二次運土	1.000	式			
二次運土 土砂運搬 L=60m以下	1,040.000	m3			歩A・単A B単 11号
合 計					
・ ・ 構造物撤去・取壊し工	1.000	式			
一時集積 キャリア運搬 (現地～集積1) L=101m	7.800	m3			歩A・単A B単 12号
一時集積 キャリア運搬 (現地～集積4) L=117m	17.000	m3			歩A・単A B単 13号
一時集積 キャリア運搬 (現地～集積5) L=70m	21.000	m3			歩A・単A B単 14号
一時集積 キャリア運搬 (現地～集積6) L=276m	10.000	m3			歩A・単A B単 15号
構造物取壊し 有筋	71.000	m3			歩A・単A B単 16号
殻運搬 鉄筋コンクリート殻 10.9km以下	71.000	m3			歩A・単A B単 17号
産廃処理費 鉄筋コンクリート殻	177.080	ton			歩A・単A B単 18号
合 計					
・ ・ 湧水処理工	1.000	式			
湧水処理工 (吸水部) 有孔ポリ管 φ100 H=0.9m 砕石上幅0.5m	100.000	m			歩A・単A B単 19号
合 計					
・ 道路工	1.000	式			
・ ・ 道路工 (箱抜き) 法勾配 1:1.8	1.000	式			
道路工 (箱抜) H=0.40 A型 4.0/5.0 t=0.10 (法勾配1:1.8)	1,203.000	m			歩A・単A B単 20号
道路工 (箱抜) H=0.40 B型 3.0/4.0 t=0.10 (法勾配1:1.8)	50.000	m			歩A・単A B単 21号
道路工 (箱抜) H=0.40 管理道路 2.0/3.0 t=0.10 (法勾配1:1.8)	225.000	m			歩A・単A B単 22号
合 計					
・ ・ 道路工 (敷砂利)	1.000	式			
道路工 (敷砂利のみ) A型 4.0/5.0 RC-40 t=0.10	593.000	m			歩A・単A B単 23号
道路工 (敷砂利のみ) B型 3.0/4.0 RC-40 t=0.10	50.000	m			歩A・単A B単 24号

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区					
工事名	農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区 第5号工事					
工事別工事名:農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区 第5号工事						
名 称 (規 格)		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
道路工 (敷砂利のみ) 管理道路 2.0/3.0		225.000	m			歩A・単A B単 25号
合 計						
・・町道取付工 C型 B=5.0m L=5.0m		1.000	式			
路肩盛土 振動コンパクタ		3.000	m3			歩A・単A B単 26号
盛土法面仕上		9.000	m ²			歩A・単A B単 27号
表層工 再生密粒度As20F t=50mm		25.000	m ²			歩A・単A B単 28号
上層路盤工 粒調砕石M-40 t=150		26.000	m ²			歩A・単A B単 29号
下層路盤工 再生切込砕石RC-40 t=380		26.000	m ²			歩A・単A B単 30号
合 計						
・・町道取付工 D型 B=4.0m L=5.0m		1.000	式			
路肩盛土 振動コンパクタ		3.000	m3			歩A・単A B単 31号
盛土法面仕上		9.000	m ²			歩A・単A B単 32号
表層工 再生密粒度As20F t=50mm		20.000	m ²			歩A・単A B単 33号
上層路盤工 粒調砕石M-40 t=150		21.000	m ²			歩A・単A B単 34号
下層路盤工 再生切込砕石RC-40 t=380		21.000	m ²			歩A・単A B単 35号
合 計						
・用水路工		1.000	式			
・・管水路工		1.000	式			
パイプライン布設(粘性土) VU250 H=1.30 管側:発生土 支線道路等		122.000	m			歩A・単A B単 36号
パイプライン布設(粘性土) VU250 H=1.30 管側:発生土 砂利舗装 小運搬無		86.000	m			歩A・単A B単 37号
パイプライン布設(粘性土) VU100 H=1.30 管側:発生土 支線道路等		52.000	m			歩A・単A B単 38号
パイプライン布設(粘性土) VU100 H=1.30 管側:発生土 As舗装 小運搬無		3.000	m			歩A・単A B単 39号
パイプライン布設(粘性土) VU100 H=1.10 管側:発生土 支線道路等		105.000	m			歩A・単A B単 40号
合 計						
・・異形管類 バンド類		1.000	式			
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ250 22 1/2°		2.000	個			歩A・単A B単 41号
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ250 11 1/4°		1.000	個			歩A・単A B単 42号
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ250 5 5/8°		2.000	個			歩A・単A B単 43号
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ200 90°		1.000	個			歩A・単A B単 44号
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ200 45°		1.000	個			歩A・単A B単 45号
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ150 11 1/4°		1.000	個			歩A・単A B単 46号
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ100 90°		5.000	個			歩A・単A B単 47号
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ100 45°		4.000	個			歩A・単A B単 48号
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ100 22 1/2°		5.000	個			歩A・単A B単 49号
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ100 11 1/4°		4.000	個			歩A・単A B単 50号
硬質塩化ビニル管TS継手 バンド φ100 5 5/8°		5.000	個			歩A・単A B単 51号
合 計						
・・空気弁工		1.000	式			
空気弁設置 (農業用 2.5mm FRP) C型 マンホール (1号人孔斜壁 φ600-900)		3.000	箇所			歩A・単A B単 52号
空気弁用1F付T字管 FRP φ250×75		2.000	個			歩A・単A B単 53号
空気弁用1F付T字管 FRP φ100×75		1.000	個			歩A・単A B単 54号
合 計						
・・給水栓工		1.000	式			

事業名	農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区					
工事名	農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区 第5号工事					
工事別工事名:農地中間管理機構関連農地整備事業 原・蟹沢地区 第5号工事						
名 称 (規 格)		数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
給水栓据付 (ポリ保護管) D75 エアダス		21.000	個			歩A・単A B単 55号
給水栓引込(粘性土)山砂 φ75 J型 延長0.0m		17.000	箇所			歩A・単A B単 56号
給水栓引込(粘性土)山砂 φ75 J型 延長5.0m		4.000	箇所			歩A・単A B単 57号
合 計						
・・異形管類 T字管等		1.000	式			
チーヅ TS φ150×75		7.000	個			歩A・単A B単 58号
チーヅ TS φ100×75		6.000	個			歩A・単A B単 59号
レジュースー φ250×150		1.000	個			歩A・単A B単 60号
レジュースー φ200×150		2.000	個			歩A・単A B単 61号
レジュースー φ150×100		3.000	個			歩A・単A B単 62号
合 計						
・・制水弁工		1.000	式			
制水弁工 制水弁 樹脂製 100mm		7.000	基			歩A・単A B単 63号
制水弁保護管 100-200 A型		4.000	箇所			歩A・単A B単 64号
制水弁保護管 100-200 耕地用		3.000	箇所			歩A・単A B単 65号
メカ形フランジ短管 径100		14.000	個			歩A・単A B単 66号
合 計						
・・排泥工		1.000	式			
パイプライン布設(粘性土) VU100 H=1.00 管側:発生土		269.000	m			歩A・単A B単 67号
合 計						
・排水路工		1.000	式			
・・排水路工		1.000	式			
排水フリューム (キャッチ水路) HF300×300 片溝畔A H=0.60m		130.600	m			歩A・単A B単 68号
排水フリューム HF300×300 両溝畔 H=1.40m		107.800	m			歩A・単A B単 69号
排水フリューム HF300×300 片溝畔 H=1.00m		489.400	m			歩A・単A B単 70号
排水フリューム HF300×300 片溝畔 H=1.10m		152.700	m			歩A・単A B単 71号
排水フリューム 土工掘削のみ暫定断面 HF400×400 片溝畔 H=1.50m		474.300	m			歩A・単A B単 72号
排水フリューム HF400×400 無溝畔 H=1.00m		140.400	m			歩A・単A B単 73号
排水フリューム HF400×500 片溝畔 H=1.10m		224.400	m			歩A・単A B単 74号
排水フリューム HF400×500 無溝畔 H=1.00m		32.000	m			歩A・単A B単 75号
排水フリューム HF500×500 片溝畔 H=1.50m		319.700	m			歩A・単A B単 76号
排水フリューム HF600×600 無溝畔 H=0.80m		47.400	m			歩A・単A B単 77号
合 計						
・・水槽工		1.000	式			
水槽工 8-8型 小運搬有		20.000	箇所			歩A・単A B単 78号
水槽工 8-10型 小運搬有		9.000	箇所			歩A・単A B単 79号
水槽工 8-12型 小運搬有		5.000	箇所			歩A・単A B単 80号
水槽工 10-10型 小運搬有		10.000	箇所			歩A・単A B単 81号
水槽工 10-12型 小運搬有		3.000	箇所			歩A・単A B単 82号
水槽工 10-15型 小運搬有		6.000	箇所			歩A・単A B単 83号
水槽工 12-12型 小運搬有		2.000	箇所			歩A・単A B単 84号
合 計						
・・暗渠工		1.000	式			

[illegible]

[illegible]

[illegible]

令和8年度 農地中間管理機構関連農地整備事業
原・蟹沢地区 第5号工事 位置図

